

## 0. 共通事項（自己負担額の計算方法、地域区分）

### (1) 自己負担額の計算方法

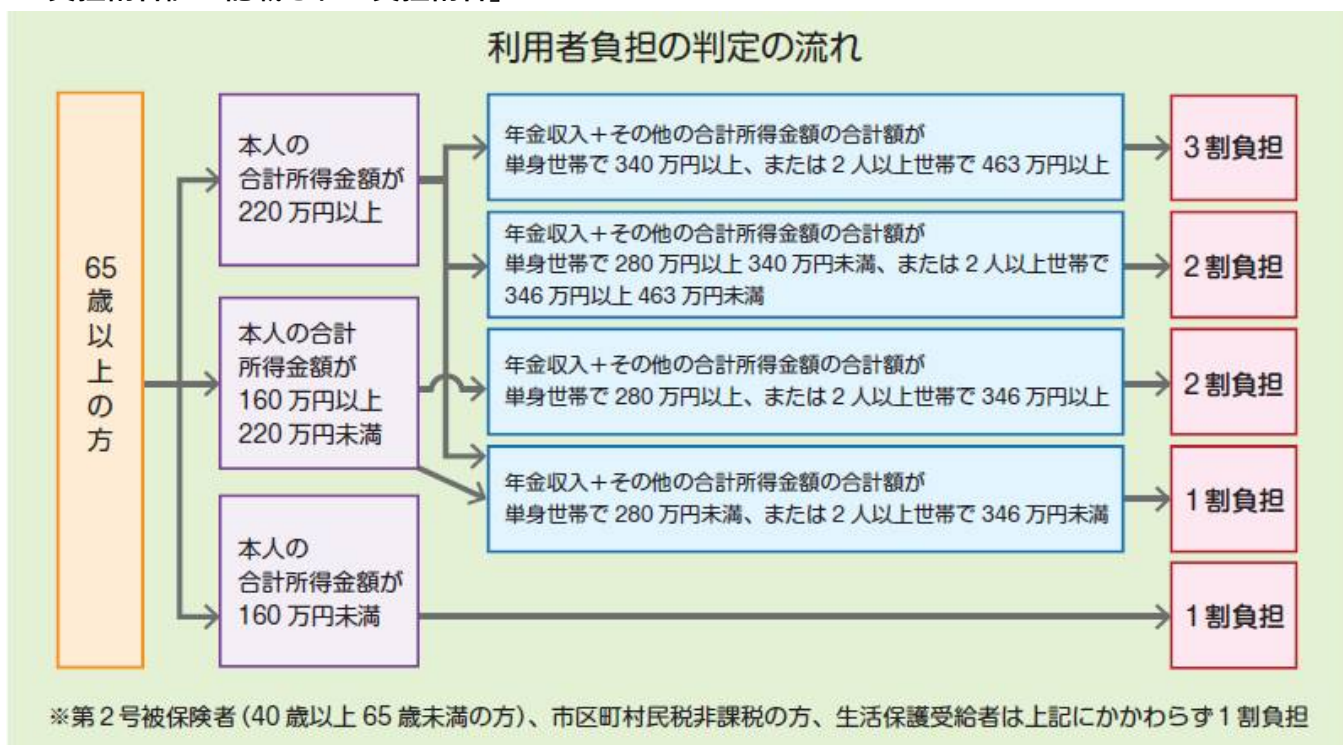
（介護報酬改定に伴う変更点はありません）

①	「1か月に利用したサービスの合計単位数」…ア
②	ア × 「介護給付費1単位に対する地区別単価」 <sup>※1</sup> = 「介護報酬（1円未満切捨）」…イ
③	イ × （1 - 「負担割合証に記載された負担割合」 <sup>※2</sup> ） = 「保険給付（1円未満切捨）」…ウ
④	イ - ウ = <u>「自己負担額」</u>

#### ※1 「介護給付費1単位に対する地区別単価」

介護サービス	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
夜間対応型訪問介護								
居宅介護支援								
短期入所生活介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
看護小規模多機能型居宅介護								
通所介護								
特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）								

#### ※2 「負担割合証に記載された負担割合」



## (2) 地域区分の変更

<b>宮城県</b>		<b>千葉県</b>		<b>滋賀県</b>	
多賀城市	他→6 級地	栄町	6→5 級地	栗東市	6→5 級地
<b>東京都</b>		富里市	他→7 級地	高島市	他→7 級地
東村山市	4→3 級地	<b>神奈川県</b>		日野町	他→7 級地
清瀬市	4→3 級地	海老名市	5→4 級地	<b>福岡県</b>	
東久留米市	5→3 級地	山北町	他→7 級地	春日市	6→5 級地
福生市	6→5 級地	<b>愛知県</b>			
瑞穂町	7→6 級地	刈谷市	5→4 級地		
檜原村	7→6 級地	豊田市	5→4 級地		
<b>埼玉県</b>		みよし市	6→5 級地		
志木市	5→4 級地	瀬戸市	7→6 級地		
和光市	5→4 級地	清須市	7→6 級地		
飯能市	7→6 級地	豊山町	7→6 級地		
		飛島村	7→6 級地		

出典：令和3年度介護報酬改定における改訂事項について（厚生労働省）